

一般名処方加算に関する掲示事項

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品について、「一般名処方」を行う場合があります。これは 銘柄名（医薬品の商品名）ではなく一般名（有効成分の名称）で処方するもので、医薬品の供給が不安定な 状況であっても、有効成分が同じ医薬品から選択できるため、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなる等のメリットがあります。 一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。